

平成21年5月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ワ)第22335号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成21年3月9日 (被告柳については同年5月11日)

判 決

[Redacted]

原 告

[Redacted]

[Redacted]

原 告

[Redacted]

上記兩名訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

白 井 晶 子

同訴訟復代理人弁護士

太 田 賢 志

東京都台東区下谷3-1-24

被 告

株式会社ファーストエージェント

同代表者代表清算人

高 橋 [Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告

高 橋 [Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告

雁 部 [Redacted]

上記3名訴訟代理人弁護士

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

住居所不明 (最後の住所 東京都 [Redacted])

被 告

柳 [Redacted]

主 文

- 1 被告らは、原告 [Redacted] に対し、連帯して674万8154円及びこれに

に対する被告株式会社ファーストエージェントについては平成20年8月28日から、被告高橋■■■■■については同年9月13日から、被告雁部■■■■■については同年8月29日から、被告榊■■■■■については平成21年4月19日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告らは、原告■■■■■に対し、連帯して1404万1390円及びこれに対する被告株式会社ファーストエージェントについては平成20年8月28日から、被告高橋■■■■■については同年9月13日から、被告雁部■■■■■については同年8月29日から、被告榊■■■■■については平成21年4月19日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用はこれを6分し、その5を原告らの、その余を被告らの各負担とする。

5 この判決は、1、2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告らは、原告■■■■■（以下「原告■■■■■」という。）に対し、連帯して4792万4924円及びこれに対する各被告につき主文掲記の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告らは、原告■■■■■（以下「原告■■■■■」という。）に対し、連帯して7177万3904円及びこれに対する各被告につき主文掲記の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告株式会社ファーストエージェント（以下「被告会社」という。）との間で「貴金属スポット取引」と称する取引（以下「本件取引」という。）を行った原告らが、被告会社が本件取引の際に適用レートを恣意的に決定したことによって本来あるべき証拠金返還請求権が毀損された等と主張し、

被告らに対し、不法行為等に基づく損害賠償を求めた事案である。

- 1 前提事実（証拠により認定した事実は末尾に証拠を掲記するが、公示送達により呼出しを受けた被告榊■■■■（以下「被告榊」という。）に関しては、本件証拠及び弁論の全趣旨により以下の事実を認めた。）

(1) 当事者

ア 原告■■■■は、■■■■生まれの主婦であり、原告■■■■は、■■■■
■■■■生まれの無職の者であって、原告■■■■の夫である。

イ 被告会社は、本件取引当時、有価証券の保有・投資・売買、金の現物売買及び仲介業務等を登記簿上の目的とし、本件取引を業として行っていた株式会社である。

被告高橋■■■■（以下「被告高橋」という。）は、被告会社の代表取締役であった者、被告雁部■■■■（以下「被告雁部」という。）は、被告会社の取締役、被告榊は、原告■■■■が本件取引を開始した平成19年6月1日から同年12月25日までの間、被告会社の取締役であった者である。

(2) 本件取引

ア 基本契約の締結

原告■■■■は、平成19年6月1日、原告■■■■は、同年9月5日、それぞれ被告会社との間で、本件取引の基本契約を締結した。

イ 本件取引の仕組み

原告らが被告会社間との間で行った「貴金属スポット取引」（本件取引）とは、次のような取引である（甲1、3）。

顧客は、取引商品である「ドル建て金／銀」について、被告会社に対し、「委託基本保証金」を支払い（金については、1取引単位（金100トロイオンス）当たり30万円の「委託基本保証金」を支払う必要がある。）、それにより、ロンドン渡しの金現物を売買したのと同様の地位（ポジション）を取得し、任意の時点で当該地位と反対の取引（差金決済）を被告会

- 社との間で行い（相対取引）、それによって生じる差損益について授受を行う。

(3) 本件問題取引

ア 原告[]は、平成20年3月14日時点において、17取引単位（建値1トロイオンス当たり745ドル）の買いポジションを有していたところ、被告会社は、同日のロンドン渡しの金価格は1トロイオンス当たり1005ドルが相当であったにもかかわらず、1トロイオンス当たり746ドルとの計算で、17取引単位を反対売買した。

イ 原告[]は、平成20年3月14日時点において、4取引単位（建値1トロイオンス当たり730ドル）及び23取引単位（建値1トロイオンス当たり754ドル）の買いポジションを有していたところ（甲4）、被告会社は、同日のロンドン渡しの金価格は1トロイオンス当たり1005ドルが相当であったにもかかわらず、1トロイオンス当たり761ドルとする計算で、27取引単位を反対売買した（以下、ア及びイの取引を「本件問題取引」という。）。

(4) 本件和解契約

被告会社と原告らは、平成20年4月24日、被告会社から原告らに対し、本件取引の解決金として500万円を支払い、他に何らの債権債務がないことを確認するとの和解契約書を作成した（乙1。以下「本件和解契約」という。）。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被告らの不法行為責任等の有無

（原告らの主張）

被告会社は、本件取引のような詐欺行為を正当な金融商品取引であるかのように装って原告らと取引を行った上、本件問題取引において、金価格を原告らに不利益に操作することによって証拠金を毀損させ、原告らから金銭を

は513万4686円である。

また、原告●は、被告会社に対し、合計1410万円を預託し、被告会社から133万5100円の返還を受けた。よって、損害は1276万4900円である。

(3) 過失相殺

(被告会社、被告高橋及び被告雁部の主張)

原告らは、金融関係の取引経験を多く有しており、知識及び理解力もあるところ、被告らの勧誘に応じて安易に取引に参加したものであり、過失相殺として損害の40パーセントは控除されるべきである。

(原告らの主張)

争う。

(4) 本件和解契約の効力

(被告会社、被告高橋及び被告雁部の主張)

被告会社は、本件和解契約に基づき、原告らに対し、合計250万円を支払った。よって、被告会社は、当該和解金残金250万円以上の支払義務を負わない。また、本件和解契約は、他の被告らに対する請求もしないことが前提であったから、被告会社が上記金額を支払うことによって他の被告らも責任を免れる。

(原告らの主張)

本件和解契約は、被告会社から清算金すら返還されない状況で、明らかな違法行為が行われたことを前提にされたものであり、原告らに清算条項を容認する意思があったとは認められない。また、本件取引の違法性が著しいこと等に照らせば、このような和解契約の存在を援用して原告らの損害賠償請求権が消滅したと主張することは、信義則に反し、権利の濫用として許されない。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (被告らの不法行為責任等の有無) について

前記第2の1(2)によれば、本件取引は、顧客が被告会社に対し、1取引単位(100トロイオンス)当たり30万円の「委託基本保証金」を支払ってロンドン渡しの金を売買したのと同様の地位を取得し、任意の時点で当該地位と反対の取引を被告会社との間で行うことによって生じる観念上の差損益について差金の授受を行う取引であり、被告会社が金の現物を顧客に交付することは当初から予定されていない。そして、当該売買差額は、顧客が買った(売った)とされる金のロンドン渡しの価格にドル円の為替レートに乗じた額と、顧客がその後に売った(買った)とされる当該金のロンドン渡しの価格にドル円の為替レートに乗じた額との差額によって算出されるものであるところ、「ロンドン渡しの金の現物価格」も「ドル円の為替レート」も、基本的には、被告会社及び顧客において確実に予見することができないものであり、また、その意思によって自由に支配することもできないものである。

そうすると、本件取引は、被告会社と顧客との間において、偶然の事情によって利益の得喪を争うものであり、賭博行為に該当し、違法なものといわざるを得ないから、賭博に該当する違法な本件取引を業として行い、原告らを勧誘し本件取引に引き入れた被告会社は、原告らに対し、民事上の不法行為責任を負う。また、被告会社は、本件取引を業として行っていたのであるから、本件取引当時被告会社の代表取締役であった被告高橋、取締役であった被告雁部及び被告榊も、原告らに対し、共同して民事上の不法行為責任を負うと解すべきである。

2 争点(2) (損害) について

(1) まず、原告らは、被告会社が、本件問題取引において、原告らに不利な虚偽のロンドン渡しの金価格を適用したことにより、適切な金価格を適用していれば得られたはずの金銭が得られなかったとして、得られたはずの金額と実際に行われた取引結果との差額(原告●●●●につき4362万4924円、

原告■につき6527万3904円)をもって、原告らの被った損害と主張する。

しかしながら、賭博によって相手方が負担することになった金銭債務の支払を求めることは、公序良俗に反し許されないことであり、原告らの主張する損害は、正にこれに当たるといわなければならない。そして、賭博の結果について法がその実現に助力することができない以上、原告らが被告らに対し、上記損害の賠償を求めることは許されないというべきである。

(2) 次に、原告■についてみると、証拠(乙8(枝番を含む。以下同じ。)), 12, 15)及び弁論の全趣旨によれば、原告■は、本件取引において、被告会社に合計111.0万円を預け、被告会社は、平成19年6月5日から平成20年6月30日にかけて、合計496万5314円を支払ったことが認められる。したがって、原告■が本件取引により被った損害は、その差額である613万4686円の限度で認めるのが相当である。

また、弁護士費用については、上記金額の1割に当たる61万3468円を、被告らの不法行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

なお、被告■を除く被告らは、原告■に対し、平成20年4月24日、100万円を支払ったと主張するが、それに対応する領収書等の客観的な証拠はなく、他に当該事実を認めるに足る証拠もないから、採用することができない。

(3) さらに、原告■についてみると、証拠(乙9, 12, 15)及び弁論の全趣旨によれば、原告■は、本件取引において、被告会社に合計141.0万円を預け、被告会社は、平成19年9月27日から平成20年3月18日にかけて、合計133万5100円を支払ったことが認められる。したがって、原告■が本件取引により被った損害は、その差額である127.6万4900円の限度で認めるのが相当である。

また、弁護士費用については、上記金額の1割に当たる127万6490

円を、被告らの不法行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

3 争点(3) (過失相殺) について

被告榊を除く被告らは、原告らは金融取引の経験、知識及び理解力があり、安易に取引に参加したので、過失相殺として損害の40パーセントは控除されるべきであると主張する。

そこで検討するに、本件取引開始時において、原告■■■■は■■■■歳、原告■■■■は■■■■歳といずれも高齢であったこと、原告らに金融商品の取引経験が十分にあったと認めるに足りる証拠はないこと等を考慮すると、原告らは、本件取引のような複雑な取引についての知識及び理解力を有していたと認めることはできない。また、原告らは、本件取引を開始する際に、被告会社の担当者から、本件取引について一応の説明を受けたことがうかがわれるが(乙4, 6)、被告会社の担当者が、原告らを勧誘するに際し、原告らが本件取引の仕組みやリスク等について十分に理解できる程度まで説明したとは認め難い(甲11, 12, 弁論の全趣旨)。そうすると、原告らは、本件取引について十分に理解しないまま、被告担当者に言われるがままに本件取引を開始した疑いを払拭することができないから、原告らが本件取引に参加したことの主たる責任は、被告会社の担当者にあるというべきである。

また、原告らは、本件取引開始後、本件取引に関し、被告会社から取引報告書を受け取っていたことが認められるが(乙10, 11)、上記事情に照らすと、原告らがそれら取引報告書の内容を理解した上で、自発的に本件取引を継続していたとは考え難い。

以上のような原告らの本件取引についての知識及び理解力、それに対する被告会社の担当者の対応に加え、被告会社が、本件取引は賭博行為に該当する違法なものであることを知りながら、原告らを勧誘し本件取引に引き込んだこと等を参酌すると、本件取引により原告らに生じた損害について、過失相殺をすることは相当でないというべきである。

4 争点(4) (本件和解契約の効力) について

(1) 前記第2の1(4)のとおり、原告らは、平成20年4月24日、被告会社との間で、被告会社が解決金として500万円を支払うことによって本件取引を清算する旨の和解契約書に署名押印しているところ、本件和解契約の効力は被告会社以外の被告らには及ばないので、同被告らが損害賠償義務を免れることはないというべきである。

(2) 次に、前記のとおり、被告会社は、賭博行為に該当する違法な本件取引に原告らを勧誘し、損害を与えたものであり、しかも、前記第2の1(3)のとおり、本件問題取引において、意図的に自己に有利(原告らに不利)になるように原告らを欺いて取引を行っていることからすると、その違法性は特に著しいといわなければならない。他方、前記3のとおり、原告らが本件取引によって受けた損害について、過失相殺による減額は認められず、また、本件全証拠によっても、原告らが受けた損害額を減額させる理由となり得るような事情は認められない。

そうすると、本件和解契約は、本件取引における被告会社の違法性が著しく、しかも、被告会社が原告らに支払うべき損害額を減額させる事情がないにもかかわらず、前記2で認定した原告らの損害額よりも相当少額の和解金を支払うことによって、被告会社の支払義務を免れさせるというものであるから、原告らに不当に不利な内容である反面、被告会社に不当に有利な内容のものといえることができる。

(3) また、証拠(甲11, 12)及び弁論の全趣旨によれば、原告[]が被告会社に対し、何とか一部でも返金してもらうため、墓代として取りあえず500万円を返してほしいと伝えたところ、被告雁部が和解契約書を持参し、これに署名すれば500万円は返還すると述べ、原告らが署名押印するに至ったことが認められる。さらに、原告らが、和解契約書作成後、弁護士に本件取引について相談を持ち掛けていることからすると、原告らは、被告会社

から500万円の支払を受けることによって本件取引に関する債権債務関係を清算するとの本件和解契約の内容を、十分に理解していなかったことがうかがわれる。

そうすると、被告会社は、本件和解契約を提案した際、高齢で理解力が十分にあったとはいえない原告らに対し、署名すれば500万円を返還する旨を申し向け、和解契約書に署名押印するよう促したものと認めるのが相当である。

- (4) 以上によれば、被告会社は、本件取引に関して返金を求めた原告らに対し、自己に不当に有利な和解契約書を提示し、その内容を十分に理解させないまま署名押印させたといえるので、本件和解契約の成立によりその責任を大幅に免れる旨主張することは、信義則に反し許されないと解すべきである。

5 結論

よって、原告■■■■の請求は、被告らに対し、連帯して674万8154円及びこれに対する訴状送達の日（被告会社については平成20年8月28日、被告高橋については同年9月13日、被告雁部については同年8月29日、被告榊については平成21年4月19日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、また、原告■■の請求は、被告らに対し、連帯して1404万1390円及びこれに対する訴状送達の日（同上）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 萩原秀紀

裁判官 梅本圭一郎

裁判官 大原純平